

埼玉県立幸手桜高等学校同窓会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は埼玉県立幸手桜高等学校同窓会と称する。

(目的)

第2条 本会は会員相互の連絡と親睦を計り、且つ埼玉県立幸手桜高等学校の発展に資することを目的とする。

(会員)

第3条 本会は以下の会員を以て組織する。

イ. 埼玉県立幸手実業学校の卒業生及び旧職員

ロ. 埼玉県立幸手商業高等学校の卒業生及び旧職員

ハ. 埼玉県立幸手高等学校の卒業生及び旧職員

ニ. 埼玉県立幸手桜高等学校の卒業生及び現旧職員

ホ. イ・ロの修業生及び中途退学生

ただし、ホ及びイ・ロ・ハにおける旧職員、ニにおける現旧職員は希望入会とする。

(事務局)

第4条 本会の事務局は、埼玉県立幸手桜高等学校内におく。

第2章 支部

(支部)

第5条 本会に次の支部を設ける。

イ 埼玉県立幸手商業高等学校同窓会

ロ 埼玉県立幸手商業高等学校定時制課程同窓会 (学友会)

ハ 埼玉県立幸手高等学校同窓会

ニ 埼玉県立幸手桜高等学校卒業生 (幸桜会)

(支部の創設)

第6条 会員は各地区、各部活動などの卒業生を以て他の支部を設けることができる。

(支部創設の報告)

第7条 支部を設立した場合はその名称・会則・会員氏名・会員の移動を速やかに本会に通知しなければならない。

(婦人部)

第8条 本会は婦人部を設立することができる。婦人部は支部の規程に準ずる。

第3章 役員

(役員の仕事)

第9条 本会には次の役員を置き役員はそれぞれ下記の仕事を負う。

1. 会長 (1名)

会長は本会を代表し会務全般を総理する。

2. 副会長 (若干名)

会長を補佐し会長の事故ある時は会長の仕事を代行する。

3. 常任幹事 (埼玉県立幸手桜高等学校に勤務する本会の会員から2名)

会長の命を受け会務に関する一切の事務を行う。

4. 幹事（2名）

常任幹事の事務を補佐し常任幹事に空席がある時はその職務を代行する。

5. 会計監査役（若干名）

本会の会計を監査し総会において監査結果を報告する。

6. 顧問（若干名）

（役員を選出）

第10条 会長、副会長及び会計監査役は総会において会員の中から選出する。

2 常任幹事及び幹事は会長及び副会長が会員の中から選出する。

3 顧問のうち1名は幸手桜高等学校校長とし、他は学校の発展に功労があり且つ本会の目的遂行のため協力した人の中から総会の推薦を承諾した人とする。

（役員の任期）

第11条 役員の任期は2ヶ年とし再任を妨げない。

（役員の辞職）

第12条 役員が任期中辞任の申出をした場合には、幹事会においてその事由を聴取し、事情やむを得ないと認めた場合に限りその辞表を受理し幹事会で後任者の選出をする。

第4章 会議

（会議の種類）

第13条 会議は、定例総会・臨時総会・幹事会（支部役員会）とする。

（幹事会）

第14条 幹事会は全役員を以て組織し、会務処理上必要と認めた時会長が召集し定期及び臨時総会に提出する議案を審議し且つ会務に関し任された議案を審議し決議する。

（顧問）

第15条 顧問は幹事会の招請する会議に出席する権利を有する。

（議決）

第16条 本会の会議は総て出席者数(郵書に依る場合は復信到着数)の3分の2以上の同意のあった時に議決とすることができる。

第5章 会計

（会計年度）

第17条 本会の会計年度は4月1日より翌年3月31日までとする。

（会費）

第18条 本会に入会する者は別に規定する金額を納入しなければならない。但し、一旦納入した会費はいかなる理由があっても返付しない。

会費規程

同窓会費は下記の会費を卒業年度に卒業と同時に納入する。

終身会費 5,000円

附 則

この規程は、平成25年4月1日から適用する。ただし、埼玉県立幸手商業高等学校定時制課程の会員については、会費規程の金額にかかわらず会費は1,000円（終身会費）とする。

この規定は、平成29年9月22日から適用する。